

専門家派遣事業について

●「小規模基本法」が閣議決定!

“小規模事業者の、小規模事業者による、小規模事業者のための基本法”の法制化により、一層小規模事業者支援が強化されます。
そのポイントは

- i 小規模ならではのきめ細かい商品・サービスを提供する事業者が、より活躍できる環境を整えるための支援
- ii 小規模事業者が、女性、若者、シニア等多様な人材を活用するための支援
- iii 小規模事業者を地域経済の担い手とし、地域活性化に貢献するための活動を支援
- iv 上記を実現するための具体的施策の実施・・・小規模事業者持続化補助事業、マル経融資事業、専門家派遣事業等

●「専門家派遣事業」の強化について

その施策の一つとして“専門家派遣事業”も次のように支援内容が強化されました。
内容を要約すると、経営指導を目的とした専門家派遣のための派遣費用が援助されます。
下記の2官庁が事業化し募集していますが、内容はほぼ同様です。

専門家派遣費用を援助

管轄官庁	事業名	対象	条件	支援内容	期間	窓口
商工会連合会	経営計画支援事業 (地域力活用市場 獲得等支援事業)	小規模事業者	・商工会等からの 支援依頼 ・経営計画を作成	・専門家派遣による 経営指導(3回) ・6Hr以内/回*3回 の派遣費用を援助 ・企業の費用負担なし	～H27.2末	商工会 商工会連合会
中小企業庁	ミラサポ派遣事業 (ワンストップ支援 事業)	中小企業 小規模事業者	・ミラサポ会員登録 ・地域プラットフォーム からの支援依頼	・専門家派遣による 経営指導(3回) ・6Hr以内/回*3回 の派遣費用を援助 ・企業の費用負担なし	～H27.2末	地域プラットフォーム 〔金融機関 中小企業支援センター 商工会 商工会議所 中小企業団体中央会 大学 他

以上